

♥ペットの飼育はマナーを守って

ペットを飼い始めたら、終生飼うことが飼い主 の責務です。また、ペットと一緒に暮らすというこ とは、周囲の人と折り合っていくということです。 飼い主は、動物の性質・習慣を理解し、人間社会 の中で生活するルールをペットに教えていく必要 があります。

自分のペットがトラブルの原因にならないように、 しっかり管理しましょう。

◆犬を飼うときのマナー

犬はつないで飼いましょう。犬の放し飼い は法律で禁止されています。

散歩をする時も、引き綱(リード)を必ずつ けましょう。

散歩途中のふんは、必ず持ち帰りましょう。

◆野良猫にエサを与えないで

むやみにエサを与えると、野良猫が増えて 人の敷地内の草木などを傷つけたり、ふん 尿汚染の原因になることがあります。野良猫 にエサを与えていると、飼い主とみなされます。 安易な気持ちでエサを与えないでください。

【問合先】環境経済課

野外焼却 (野焼き)は やめましょう

廃棄物を、基準に適合した焼却炉などを用いず、 野外で焼却(野焼き)することは、「廃棄物の処 理及び清掃に関する法律 | により原則禁止され ています。

また、野焼きには常に火災の危険が伴うことを 忘れないで下さい。安易な野焼きはやめて、ごみ は分別して決められた収集日に出しましょう。

◆例外になる野焼き

河川敷の草焼き・道路側の草焼き・災害など の応急対策・火災予備訓練・左義長・焼畑・あ ぜ畦の草や下枝の焼却

※焼畑などのやむを得ない野焼きとは、害虫駆除 や最低限度の肥料取りが該当します。農業に 関するすべての野焼きが除外されているもの ではありません。

苦情が発生した場合は、直ちに焼却行為の中 止をお願いします。

【問合先】環境経済課

♥家屋を取り壊したときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の取り壊しや用途変更があったときは、次の届け出をしてください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届け出 がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必 ず届け出をしてください。

●届け出が必要な時とその届出書など

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1)家屋を新築または増築したとき	新築住宅に関する 固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書	住宅用地認定申告書
(2)家屋を建て替えるとき	家屋取壊届出書	住宅建替中の土地に係る申告書
(3)家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋取壊届出書	
(4)家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)		住宅用地認定申告書
(5)家屋が災害などの理由により滅失または 損壊したとき	家屋取壊届出書	被災住宅用地の特例適用申告書
	固定資産税減免申請書	